

県産リサイクル製品認定申請の手引き

令和3年10月

福岡県環境部循環型社会推進課

目次

1	認定申請の手続き	1
2	認定申請書等の記載要領	4

要 綱：福岡県県産リサイクル製品認定制度実施要綱

要 領：福岡県県産リサイクル製品認定制度実施要綱の施行に関する要領

基 準：福岡県県産リサイクル製品認定制度認定基準

ホームページ：福岡県県産リサイクル製品認定制度のホームページ

<http://www.recycle-ken.or.jp/nintei/kensan/index.html>

※要綱等は、ホームページでダウンロードできます。

適宜改正しますので、詳細については最新のものをご確認ください。

申請窓口・問合せ先

福岡県環境部循環型社会推進課リサイクル係

TEL 092-643-3372 FAX 092-643-3377

〒812-8577 福岡市博多区東公園 7-7

認定申請の手続き

○申請者

認定を申請することができる者は、「リサイクル製品の製造等^{*}を行う事業者」又は「製造等を行う事業者の承諾を受けた者（申込承諾書（記入表3）の提出が必要）」です。ただし、「暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」及び「暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者」に該当する者は申請できません。

※「製造等」とは次に掲げる行為です。

- ① リサイクル製品を製造する行為（他の者の委託を受けて行うものを除く。）
- ② リサイクル製品を加工する行為（他の者の委託を受けて行うものを除く。）
- ③ ①又は②の行為を他の者に対し委託をする行為

○申請書類

申請に当たって提出が必要な書類は以下のとおりです。

各書類の記載に当たっては、4ページからの各書類の記載要領を一読してください。

名称等	様式等	提出	媒体	備考
認定申請書	様式第1号	必須	紙・電子	申請の概要を記載する書類
製品質量証明書	記入表1	必須	紙・電子	製品が、それに適用される基準に適合することを証する書類
製造工程・管理証明書	記入表2	必須	紙・電子	原材料等から製品を製造するまでの過程を明らかにする書類
申込承諾書	記入表3	一部	紙	製品の製造等を行うもの以外の者が申請する場合に必要な書類
暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）	記入表4	必須	紙	申請者の要件に適合することを証する書類
その他知事が必要と認める書類	任意形式	一部		要領で溶出量基準等が定められており、その報告期限が「申請書に添付」となっている場合に必要書類
その他（製品写真）	JPEG形式	必須	電子	解像度：720×480程度（縦横どちらでも可）

※電子データの提出先（アドレス）は、申請窓口にお問い合わせください。

※各様式は、ホームページからダウンロードできます。

※申請書等（Excelデータ）は、以下の例のように入力不要の箇所は灰色になっていますが、印刷すると白色になるように設定（白黒印刷）しています。紙で提出するものは、白色のものを提出してください。

【例】認定申請書の場合

様式第1号（第7条関係）

認定申請書

申請年月日

福岡県知事 殿

申請者

住 所	〒 <input style="width: 80px;" type="text"/> - <input style="width: 40px;" type="text"/> <input style="width: 100px;" type="text"/>
	ふりがな <input style="width: 100%; height: 20px;" type="text"/>
	氏 名 称 <input style="width: 100%; height: 20px;" type="text"/>
代表者	名 <input style="width: 100%; height: 20px;" type="text"/> 印

○申請単位

認定品目※、商品名（シリーズ名を含む。）及び再生資源の種類が同じ場合は、大きさや色などが異なる複数のリサイクル製品をまとめて1件の申請とすることができます。

不明な点があれば、申請窓口にお問い合わせください。

※「認定品目」とは、リサイクル製品を大中小の3項目で区分したもので、一番大きな項目を「分類」、次に大きな項目を「大項目」、一番小さな項目を「品目名」としている。

例) コピー用紙の場合
 分 類：紙類
 大項目：情報用紙
 品目名：コピー用紙

※申請する場合、基準に当該リサイクル製品に対応した認定品目が設定されており、かつ、認定基準を満たしている必要がある。

○提出部数：1部

○申請手数料

申請は無料です。ただし、要領で品質を確認するための検査結果等の提出が必要である場合、その検査等にかかる費用は申請者の負担となります。

○申請の受付期間

受付は年2回（例年7、11月頃）実施し、期間はそれぞれ約2週間です。

受付期間が決まりましたら、ホームページでお知らせします。

※申請内容を事前に確認するので、申請前に下記申請窓口まで連絡してください。

○認定の流れ



*外部有識者で構成

認定申請書等の記載要領

- 認定申請書等の電子データ（Excel 形式）は、ホームページからダウンロードしてください。
- 各様式の記載例もホームページからダウンロードできるので、参考にしてください。

I 認定申請書（様式第1号）

1 「申請者」

- ・諸規程1ページの「申請者」の条件を満たす者の住所、氏名等を記入してください。
- ・申請者が個人の場合は、「名称」「役職」「法人番号」は記入不要です。
- ・申請者が法人の場合は、所在地、名称、代表者の役職・氏名等を記入してください。
- ・株式会社、有限会社等のふりがなは不要です。
- ・代表者の役職と氏名（姓と名）は、それぞれ全角スペースで区切ってください。なお、この記載に基づき、認定証を作成しますので、誤りがないように記入してください。

例) 代表取締役 環境 みどり

2 「申請代理人」

- ・申請代理人がない場合は記入不要です。
- ・申請者が法人の場合であって、申請などの手続きをその支店や営業所等が行うときは、「申請者」欄に加えて、本欄に申請代理人の住所、氏名等を記入してください。なお、この場合は、申請者欄の押印（代表者印）は不要ですが、申請者（本社）からの委任状（任意の様式）は必要であり、この委任状には代表者から委任を受けたことを証するため、代表者の自署又は押印が必要です。

※「申請代理人」欄は支店や営業所等を想定しています。行政書士等が申請書を作成する場合には、欄外に住所、氏名を記入してください。

3 「1 申請の区分」

- ・「新規」と「更新」のいずれかを選択します。更新の場合は、「認定番号」も記入してください。

4 「2 リサイクル製品の認定品目等」

(1) 「認定品目」

- ・基準に基づき、該当する認定品目の分類番号（3桁）、分類、大項目及び品目名を記入してください。

(2) 「認定基準」

- ・申請する製品に適用される認定基準を分かるように記入してください。(認定基準は、基準で確認してください。)

【例①】再生プラスチックを60%使用したシャープペン→文具共通判断基準①

003 文具類	文具共通判断基準	<ul style="list-style-type: none"> ○ 金属を除く主要材料が、プラスチックの場合は①、木質の場合は②、紙の場合は③の要件を満たすこと。また、主要材料以外の材料に木質が含まれる場合は②、紙が含まれる場合で原料にバージンパルプが使用される場合は③イの要件をそれぞれ満たすこと。 ① 再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあつては、プラスチック重量の20%以上使用されていること。 ② 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること。 ③ 次の要件を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> ア 紙の原料は古紙パルプ配合率50%以上であること。 イ 紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあつては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 <p style="margin-left: 20px;">ただし、判断基準について、【優先基準】とあるものについては、共通基準に代えて適用する。</p>
筆記具	<ul style="list-style-type: none"> 1 シャープペンシル 2 シャープペンシル替芯 3 ボールペン 4 マーカー 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 容器に共通基準を適用 ○ 【優先基準】文具類共通の判断の基準を満たすこと、かつ、芯が交換できること。

【例②】再生ポリエステル繊維を60%以上使用したふとん→認定基準①ア

ふとん	<ul style="list-style-type: none"> ○ 次の要件を満たすこと。 ① ふとん側地又は詰物に使用される繊維にポリエステル繊維を使用した製品であつて、次のいずれかの要件を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> ア 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、ふとん側地又は詰物の繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、ふとん側地又は詰物の繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、ふとん側地又は詰物の繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。 イ 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、ふとん側地又は詰物の繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
-----	---

5 「3 リサイクル製品の概要」

(1) 「商品名」

- ・申請製品の商品名を記入してください。
- ・消費者が混同しないよう、商品名は、申請しない他の製品と区別できる商品名としてください。

(2) 「型式・品番・規格等」

- ・申請製品の型式・品番・規格等を記入してください。

(3) 「主要材料」

- ・主要材料とは、申請製品の構成材料として、金属、消耗品部分、粘着部分を除いた製品重量の50%以上を占める材料のことです。
- ・「紙材」、「木材」、「プラスチック」、「紙材、木材、プラスチックの複合材料」又は「その他」のいずれか1つを選択してください。
- ・「その他」を選択した場合には、主要材料名を具体的に記入してください。

(4) 「再生資源の種類、含有率」

- ・再生資源とは、要綱第2条で規定するものです。
- ・「再生資源の種類」は、当該製品に適用される認定基準に合わせて記入してください。

- ・「再生資源の含有率」は、認定基準で規定している含有率を満たしている必要があります。「製品質量証明書（記入表1）」（記入方法については7ページを参照）で算出した、認定基準と比較可能な含有率を記入してください。
- ・型式・規格等の異なる複数の製品をまとめて1件の申請としている場合（8ページの申請単位参照）であって、それぞれ含有率が異なるときは、含有率の一番低いものを基準にして「〇〇%以上」と記入してください。

【例】製品A 60%、製品B 65% → 含有率 60%以上

(5) 「認定要件（要綱第7条第4項第1号）」

- ・次の(ア)～(ウ)のうち該当する要件を全て選択してください。

(ア) 県内にある工場で製造又は加工されていること

【例】本社所在地は東京都であるが、製造工場は福岡県である場合

(イ) 本社を県内に置く事業者により製造等されること

【例】製造工場は新潟県であるが、本社所在地は福岡県である場合

(ウ) (ア)又は(イ)により製造等された製品を使用して製造等されること

【例】山口県の工場で申請製品を製造しているが、その原材料の製造工場が福岡県である場合

6 「4 申請製品の製造又は加工を行う工場」

- ・申請製品の製造又は加工を行う工場には梱包等を行う工場は含みません。
- ・工場名が本社と同じ場合には「本社工場」と記入してください。
- ・「生活環境保全措置」について、公害関係法令等の遵守のための措置の状況や、社内の環境管理体制、その他生活環境保全のために講じている措置等を具体的に記入してください。（ISO14001取得の場合も、具体的な対策内容等を記入してください。）
- ・「申請者との関係」について、「自社工場」、「製造委託工場」、「他社工場」又は「その他」からいずれか1つ選択してください。
- ・「その他」を選択した場合には、申請者との関係を具体的に記入してください。

7 「5 申請製品の原材料を福岡県内で製造又は加工を行う工場」

※5(5)で(ウ)を選択した場合のみ記入してください。

- ・再生資源を使用して原材料を製造している工場のみ記入してください。
- ・工場が複数ある場合には、工程において申請製品に近い工場を記入してください。
- ・記入方法については、上記6「4 申請製品の製造又は加工を行う工場」を参考にしてください。

8 「6 関係する法令の遵守」

- ・申請者及び申請製品を製造又は加工している工場等が関係する法令を遵守しているかどうか選択してください。

9 「7 環境ラベル等の取得状況」

- ・申請製品が取得している環境ラベル等について選択してください。
- ・「エコマーク」を選択した場合には、認定番号を記入してください。
- ・「他県認定制度」を選択した場合には、認定を受けている都道府県名及び認定番号を記入してください。
- ・その他の環境ラベル等を取得している場合には、「その他」を選択し、取得している環境ラベル等の名称及び認定番号を記入してください。
- ・取得している環境ラベル等がなければ、記入不要です。

10 「8 リサイクル製品の価格及び販売の状況（見込み）」

(1) 「販売（出荷）価格」

- ・製品の販売価格（消費税及び地方消費税の額を含めた価格）を記入してください。
（量の単位を記入してください。）

※パンフレット等で公表する販売価格については別途、確認を行います。

- ・同一の商品で型式・品番・規格等が異なることにより販売価格が複数ある場合には、最も流通している販売価格を記入してください。
- ・未発売の場合には、予定価格を記入してください。

(2) 「前期販売実績」

- ・期間を定めて、前期の販売実績を記入してください。
- ・未発売の場合には、記入不要です。

(3) 「販売（予定）年月日」

- ・製品の販売開始年月日を記入してください。
【例】平成〇〇年〇月〇日
- ・未発売の場合には、販売予定年月日を記入してください。
【例】令和〇〇年〇月〇日

(4) 「年間製造予定量」

- ・年間の最大製造量（供給可能量）を記入してください。

(5) 「製品の供給区域」

- ・製品の供給可能な地域について、県内の4つの地区（北九州地区、福岡地区、筑後地区、筑豊地区）から選択してください。なお、県内全域に供給可能であれば、「県内全域」を選択してください。
- ・県外への供給も可能であれば、「福岡県以外」も選択してください。

(6) 「主な取扱店」

- ・販売先ではありませんのでご注意ください。
- ・自社販売の場合には、「自社」を選択してください。
- ・「自社」以外が販売している場合には、「その他」を選択し、申請製品の主な販売代理店等の名称を記入してください。

(7) 「県機関への納入実績」

- ・県機関への納入実績の有無について、該当する方を選択してください。
- ・納入実績がある場合は、できるだけ具体的な県機関の名称（本庁の場合には課名を記入）を記入してください。

11 「9 要綱第6条第1項第2号の該当状況」

- ・申請者の要件として、「次のいずれにも該当しないもの（ア暴力団又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、イ暴力団又は暴力団員と密接に関係を有する者）」という要件があり、その該当状況について申告いただく欄です。
- ・「暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）」に基づき、確認の結果「ア暴力団又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、イ暴力団又は暴力団員と密接に関係を有する者」のいずれかと認められた場合には、認定の要件を満たしていないため、認定不可となります。

12 「10 公開情報」

- ・基本的には申請製品に関する情報は公開します。
- ・「商品情報」について、申請製品の特長を簡潔に記入してください。
※県内の事業者が製造等にかかわっていることが分かることが望ましいです。
- ・「公開不可情報」について、申請製品における社外秘等の理由により公開できない情報がある場合には、該当する欄の選択肢を選択してください。

II 記入表1「製品質量証明書」

- ・製品に使用する再生資源の含有率を証明する書類です。
- ・申請製品の型式・規格ごとに本記入表に記入し、作成してください。
- ・複数の型式・規格について、使用材料の質量割合等が同じ場合には、その旨を記入してください。

※Excelにおいて、合計質量及び再生資源等の質量割合は「質量（g）」を全て記入すると自動的に計算されます。

1 「主要材料」

- ・主要材料の()枠内には、様式第1号「認定申請書」で選択した主要材料の項目（紙材、木材、プラスチック等）をそのまま記入してください。
- ・主要材料に使用されている再生資源及びそれ以外の原材料について部品名、使用材料名及び質量を記入してください。

(部品名) 【例】 本体、キャップ、ペン先

(使用材料名) 【例①】 再生プラスチック（PET）、間伐材

【例②】 プラスチック（PET）、パルプ

2 「その他材料」、「消耗・粘着部分(質量除外部分)」

- ・ 主要材料以外の原材料を「その他材料」に部品名、使用材料名及び質量を記入してください。ただし、消耗・粘着部分については「消耗・粘着部分(質量除外部分)」に記入してください。

Ⅲ 記入表2「製造工程・管理証明書」

- ・ 再生資源を使用して原材料を製造している工場から申請製品を製造又は加工している工場までの製造工程・管理を証明する書類です。
- ・ 製品に使用される全ての主要材料の製造工程(原材料から製品までの流れ)を記入してください。
- ・ 原材料の数が多く、書ききれない場合には、本記入表の表に準じて作成してください。
- ・ 商社等の製造に関与していない事業者については記入不要です。
- ・ 「原材料製造者」は取引量が多い順に5社まで記入してください。
- ・ 「申請者による再生資源の確認方法」について、本記入表にすべて記入できない場合には、別紙に申請者のサプライチェーン全体の管理・確認方法を記入し、提示してください。
※確認方法について、契約書及び納品書等を添付する必要はありませんが、確認をさせていただきます。

○Ⅱ、Ⅲについて、複数の製品を申請の際、記入内容が重複している場合は1枚にまとめて提出してください。(但し「Ⅰ 認定申請書」については製品ごとに提出してください。)

Ⅳ 記入表3「申込承諾書」

- ・ 申請者が製造等を行う者の承諾を受けたことを証明するための書類です。
承諾書が必要な場合は以下の通りです。

<p><u>製造業者が申請業者に販売を委託</u> → <u>製造業者の承諾書が必要</u></p>
--

申請業者が製造業者に製造を委託 → 承諾書必要なし

1 「住所」、「氏名」

- ・ 申請製品の申込を承諾する事業者の住所と、代表者氏名の自署又は記名押印をお願いします。
- ・ 申込承諾者が法人の場合には、その所在地と、代表者氏名の自署又は記名押印をお願いします。

2 「商品名」、「型式・品番・規格等」

- ・ () 枠内の「商品名」には、承諾者がすでに販売している又は販売を予定している当該

製品の商品名を記入してください。

- ・ □枠内の「商品名」及び「型式・品番・規格等」には、申請者がすでに販売している又は販売を予定している当該製品の商品名及び型式・品番・規格等を記入してください。

V 記入表4「暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）」

- ・ 申請者の住所、自署又は記名押印をお願いします。
- ・ 申請時点における全ての役員について記入してください。
- ・ 【役員名簿】は登記簿謄本に記載されている役員の役職名、氏名のナ（半角ナ、姓と名は半角スペースで分ける）、氏名（姓と名は全角スペースで分ける）、生年月日、性別を記入してください。
- ・ 法人でない場合でも、申請者に関して本記入表にて作成してください。

VI 「その他の添付書類等」

1 製品又は製品の見本及び製品の写真

- ・ 製品又は見本（材質のサンプル）を添付してください。（おおむね1kg以内のもの）
- ・ 写真は、製品が明瞭に判別できる写真としてください。
- ・ 製品又は見本の提出が困難な場合は、写真のみを添付してください。

2 製品の写真の電子データ

- ・ 認定後に公表するため、製品が明瞭に判別できる写真の電子データ（JPEG形式）を添付してください。

3 製品のパンフレット、説明書等

- ・ 製品のパンフレットや説明書等があれば添付してください。